

一般送配電事業者のインバランス収支の扱いについて

2021年7月12日 資源エネルギー庁

本日御議論いただきたい事項

- 中間とりまとめにおいては、インバランス収支について、以下のとおり、丁寧に議論していくことと整理された。
- 本日は、パブリックコメントで頂いた御意見も踏まえ、インバランス収支の扱いについて、考え 方の整理をさせていただきたい。

2020年度冬期の電力需給ひつ迫・市場価格高騰に係る検証中間取りまとめ(抄)

- <u>一般送配電事業者のインバランス収支</u>については、電力・ガス取引監視等委員会において、2020年12月から2021年1月に一般送配電事業者各社の収益が大きく増加した結果、貸倒損発生の可能性(約200億円)も勘案し、10社合計で、2021年4月における推計としては、<u>約1,300億円~1,400億円の黒字となる</u>見込みであり、累積での収支余剰は370億~460億円となる見込みであることが報告された。
- 本小委員会では、インバランス収支については、収支相償の観点から、仮に大きな収支過不足が発生した場合にはその還元・調整等を行うことを基本として議論を 行ってきた。
- 具体的には、<u>過去の累積赤字も含めた収支過不足について、託送料金等により広く系統利用者に還元・調整するという電力・ガス取引監視等委員会の事務局案</u>について、制度における事前と事後の公平性において、インバランス料金の精算がルールに基づいて行われることが重要であるという事業者の事業規律の観点や、特定の事業者に還元することは線引きが難しいといった観点から、託送料金等で系統利用者に還元するという方針は合理的だという意見や、インバランス収支は一般送配電事業者の努力が及ばないものであることから、制度上プラス・マイナスを調整するのは合理的な判断だという意見等、<u>事務局案を支持する意見</u>が出された。
- 一方で、インバランス料金の額を工夫することなどにより、インバランス料金の請求を受けた特定の事業者に還元すべきとの意見や、過去の累積赤字と今冬の黒字は性質が異なる部分もあるため単純に合算すべきではないのではないかとの意見等、事務局案以外の案も検討すべきとの意見も提起された。他方、これらの案についても課題や論点が想定される。

例えば、特定の事業者への還元については、①自社電源・長期相対契約を確保していた事業者や、今冬の市場価格が高騰した中においても市場調達した事業者との公平性をどう考えるかという公平性の課題や、②インバランス料金の算定方法は経済産業省令で規定し、これに基づいて託送供給等約款に位置付けられている中で、過去に遡及してこれらを変更することや、将来発生する料金の単価を事業者ごとに個別に設定することが許容されるかという法令上の課題、③全ての事業者は日常的に不足インバランスや余剰インバランスを発生させているところ、還元の対象範囲をどう特定するかといった実務上の課題が想定される。

また、<u>過去の累積赤字の扱い</u>に関しては、これまでも、2019年4月にインバランス料金にインセンティブ**定数K,Lを導入することにより、BGの行動の適正化とともに、** インバランス収支の改善を図ってきた一方で、一般送配電事業者になお赤字が蓄積していることは事実であり、この調整方法の議論が別途必要</u>となる。

したがって、具体的な方策については、引き続き丁寧に検討を行っていくことが必要である。

(参考)一般送配電事業者のインバランス収支について(2020年12月、2021年1月)

第33回 制度設計専門会合(2021年4月16日)資料4-1より抜粋

- スポット価格が高騰した2020年12月~2021年1月(2ヶ月間)の一般送配電事業者のインバランス収支は、現時点における推計としては、以下のとおり。
 - ※既に会社更生法の開始決定を受けた小売事業者もあるなど、貸倒損が発生する場合には、黒字幅は縮小する。
 - ※支払期限日までの未入金額および分割特措による支払期限日以前の金額等、実際には一般送配電事業者に支払われていない金額も存在(4月5日時点)。

一般送配電事業者のひつ迫対応に係る収支(12月及び1月試算値) (注1) (億円)													
		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	合計	貸倒損を勘案 した収支
収支		55.6	195.7	293.5 ~391.7	193.1	72.3	192.5	149.3	44.5	107.2	10.4	1,314.1 ~1,412.3	1,114,1 ~1,212.3
不足インバラン	ス料金収入	168.9	469.8	1,407.8	585.3	129.4	908.5	433.5	174.8	449.1	27.6	4,754.5	4,554.5
収 入 大げ調整kWh	収入	12.5	21.9	31.7	27.4	8.5	20.4	22.9	11.6	24.1	0.5	181.3	貸倒が発生 すれば数値 は減少
地帯間購入電	源料等	27.9	913.5	1,011.5	210.9	36.9	178.1	34.9	24.7	27.6	0.0	2,465.9	(注2)
余剰インバラン	ス料金支出	119.9	324.5	879.5	308.4	59.7	234.9	192.8	104.6	318.8	15.2	2,558.3	_
費 用上げ調整kWh	支出	24.5	24.4	$^{284.5}_{\sim 382.7}$	236.3	15.7	315.2	21.2	19.4	23.1	2.4	966.7 ∼1,064.8	-
地帯間購入電	源費等	9.2	860.6	895.3	85.6	27.1	364.4	127.9	42.6	51.7	-	2,464.4	<u>-</u>
(参考)2019	年営業収益	2,099.9	5,949.6	16,333.1	6,772.5	1,470.4	7,246.5	3,106.6	1,651.7	4,932.6	686.8	-	_

(出典) 報告徴収回答を含む各社提出資料等により事務局作成。

⁽注1) 託送収支計算規則インバランス収支計算書上の扱いが明らかでない「一般送配電事業者の代理で調整力契約事業者が卸電力市場から調達した電気に係る支出」「自家発の稼働要請に係る支出」「上げ調整力OP追加費用」「燃料制約超過分の上げ調整kWh支出については、ひっ迫対応に必要であった費用として「上げ調整kWh支出」に算入した。

⁽注2) 1月分インバランス料金支払期日である4月5日に入金がなかったインバランス料金を足し上げ、分割払対象事業者については、4月5日までに入金があれば全額支払、4月5日までに入金がなければ全額不払と仮定すると、約200億円の貸倒損が発生する可能性がある。なお、4月5日時点で一般送配電事業者に支払われていない1月分インバランス料金は10社合計で約1,260億円(支払期限日までの未入金額及び分割特措による支払期限日以前の金額の合計額(貸倒損発生の可能性として想定している200億円を含む))。

⁽注3)沖縄エリアにおいては需給ひつ迫は発生していないが、インバランス料金単価の算定にJEPXスポット価格を参照しているため、12月及び1月のインバランス収支が通常よりも大きくなっている。

(参考)一般送配電事業者のインバランス収支について(累積)

第59回 制度設計専門会合(2021年4月16日)資料4-1より抜粋

● 2016年度の制度開始以降、これまで、一般送配電事業者10社のインバランス収支は 累積赤字が積み上がってきていたが、スポット価格が高騰した2020年12月~2021年 1月(2ヶ月間)の黒字及び既に会社更生法の開始決定を受けた小売事業者もある などの貸倒損発生の可能性(約200億円(注1))を勘案すると、2016年度からのインバランス収支累積は370億~460億円規模の黒字となる見込み。

2016年度~2021年1月のインバランス収支累積試算値(注2)

(億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年4月 ~2021年11月	2020年12月 ~2021年1月	合計	貸倒損を勘案 した収支累積
北海道電力NW	8.1	-27.9	-2.9	16.1	12.1	55.6	61.1	
東北電力NW	14.3	-14.7	-22.2	26.2	35.7	195.7	235.0	
東京電力PG	-409.4	-81.6	-15.7	-31.4	-23.9	293.5~391.7	-268.5~-170.3	
中部電力PG	-20.7	7.4	-2.2	18.8	23.0	193.1	219.4	
北陸電力送配電	-0.8	0.1	5.8	7.9	6.8	72.3	92.1	_
関西電力送配電	17.0	-91.9	-53.1	-29.7	-14.0	192.5	20.8	
中国電力NW	4.6	-28.2	-16.9	-4.6	17.9	149.3	122.0	
四国電力送配電	-4.2	-9.9	-17.7	-6.8	3.0	44.5	8.9	
九州電力送配電	34.3	-22.0	-28.0	-23.1	5.1	107.2	73.5	
沖縄電力	0.1	-2.6	-3.1	-2.9	-1.1	10.4	0.8	
10社計	-356.8	-271.3	-155.9	-29.4	55.2	1,314.1 ~1.412.3	565.2~663.3	365.2~463.3

(出典) 各社HP及び提出資料により事務局作成。

⁽注3) 4月5日時点で一般送配電事業者に支払われていない1月分インバランス料金は10社合計で約1,260億円(支払期限日までの未入金額及び分割特措による支払期限日以前の金額の合計額 (貸倒損発生の可能性として想定している200億円を含む))。



⁽注1) 1月分インバランス料金支払期日である4月5日に入金がなかったインバランス料金を足し上げ、分割払対象事業者については、4月5日までに入金があれば全額支払と仮定し、4月5日までに入金がなければ全額不払と仮定して算出した。

⁽注2) 託送収支計算規則インバランス収支計算書上の扱いが明らかでない「一般送配電事業者の代理で調整力契約事業者が卸電力市場から調達した電気に係る支出」「自家発の稼働要請に係る支出 「上げ調整カOP追加費用」「燃料制約超過分の上げ調整kWh支出」については、ひっ迫対応に必要であった費用として「上げ調整kWh支出」に算入した。

(参考) 電取委におけるインバランス収支の過不足の取扱いについての議論

第59回 制度設計専門会合(2021年4月16日)資料4-1より抜粋

- インバランス収支は、外生的な要因で決まり、一般送配電事業者の収支改善の努力が及ばないことから、制度導入当初から、収支に過不足が生じた場合には別途調整する仕組みを講じることが適当とされていたところ。
- 今冬、インバランス料金が調整力のコストや需給状況から離れて上昇した面が一部にあったこと、 及び、調整力kWh価格がそのコマの需給状況を反映せず安価に据え置かれていたこと、といった 要因により収入が費用を上回り、収支が黒字となった。
- 他方、2016年度の制度開始以降、これまで、一般送配電事業者10社のインバランス収支は累積赤字が積み上がっていたところ。今冬のインバランス収入のみに着目して還元・調整等を行うという議論も考えられるが、この場合、制度導入当初の趣旨も踏まえると、上記の累積赤字につき、収支相償の観点から、結局、託送料金等での調整が必要になると考えられる。
- したがって、収支の過不足の還元・調整を検討する際には、今冬の黒字についてのみ評価するのではなく、過去の累積赤字も含めて検討することとしてはどうか。
- また、収支の過不足については、例えば託送料金等により広く系統利用者に還元・調整することも 考えられるがどうか。
 - 注)なお、インバランス収支の取扱いについては、資源エネルギー庁の審議会において、分割支払措置等の影響も考慮しつつ、収支相償の観点から、仮に大きな収支過不足が発生した場合にはその還元・調整等を検討する方向で議論が進められているところ、本日の議論を伝え、これも参考に検討するよう求めることとしたい。

(参考) 4/16の制度設計専門会合での議論①

第33回電力・ガス基本政策小委員会(2021年4月20日)資料5より抜粋

● 4/16の制度設計専門会合で示された事務局案や、これを支持する意見は以下のとおり。

事務局案

- 仮に今冬のインバランス収入のみに着目して還元・調整等を行う場合、過去の累積赤字につき、収支相償の観点から、結局、託送料金等での調整が必要になると考えられる。
- このため、収支の過不足の還元・調整 を検討する際には、今冬の黒字につい てのみ評価するのではなく、過去の累 積赤字も含めて検討することとしては どうか。
- また、収支の過不足については、<u>例え</u> ば託送料金等により広く系統利用者 に還元・調整することも考えられるが どうか。

委員・オブザーバーからの意見(事務局案を支持する意見)

- 累積赤字をそのままにしておいたこともまずかったが、黒字をそのままにしているのもおかしいため、過去を含めて調整するのは合理的な判断と考える。系統利用者に還元するという考え方は合理的と感じている。
- 制度における事前と事後の公平性という観点で、インバランス料金の精算がルールに基づいて行われることは重要であり、事業者の事業規律は守られていかなくてはならない。その中で、託送料金で還元するのは、1つの基本的な考え方である。
- インバランス収支は一般送配電事業者の努力が及ばないものであり、インバランス 収支を通常の営業利益等で扱わず、制度上プラス・マイナスを調整するという考え 方は良いと考える。また、今回の黒字を全て還元と考えるのではなく、これまでの赤 字についても勘案することは妥当。
- 特定の事業者に還元することは、線引きが難しいし、制度が歪む。
- 特定の者への還元は無理であり、託送料金等で還元していくことだろうと考える。
- 特定の事業者への補填という点では、供給義務を果たすために懸命に市場調達をした小売事業者と、インバランスに任せるとした小売事業者との行動の違いを考えると、事務局提案が一番妥当ではないか。

(参考) 4/16の制度設計専門会合での議論②

第33回電力・ガス基本政策小委員会(2021年4月20日) 資料5より抜粋

- 4/16の制度設計専門会合では、前頁の意見に加え、事務局案以外の案も検討すべきとの意見が提起された。
- これらの案も含め、今後、具体的な還元・調整方法の検討を行っていくこととする。

委員等からの意見

特定の事業者に還元すべき

- インバランス料金の異常な高騰により、想定できないレベルの高額な 請求を受けた事業者に還元すべきであり、高騰の影響を受けていない 事業者に還元するのは不公平。
- 事業者への還元も排除せずに丁寧な議論をしていただきたい。
- インバランス収支の黒字の多くは小売事業者の支払であり、今回の事象の特殊性からいって、還元については小売事業者に対して実施することが適当と考える。(略)例えば、kWhシェアで分配する場合も、経過措置料金を適用している需要家分は還元の対象外とすることや、容量市場の拠出金の負担割合に応じて還元する等の方法があるのではないか。

インバランス料金の額を工夫すべき

- 頑張って市場調達をした事業者に不公平がでないよう、返還対象は スポット約定価格よりも高いインバランス料金のみとすることが妥当と考 える。
- 損失を出した事業者に還元することがインセンティブの歪みになるという 議論には一定の説得力がある。一方、赤字、黒字と無関係に、不足 インバランスの支払額を一律減額する原資にするやり方なら、恣意性 が働く余地は乏しく、透明性もある。この案は、インセンティブのゆがみ になるとの観点からは筋が良いとは思わないが、わかりやすくはあり、選 択肢の一つとなり得る。

想定される課題や論点

公平性の課題

• 自社電源・長期相対契約を確保していた事業者や、今冬の市場価格が高騰した中においても市場調達した事業者との公平性をどう考えるか。(次頁の論点にも関係)

法令上の課題

- インバランス料金の算定方法は経済産業省令で規定し、 これに基づいて託送約款に位置付けられている。過去に遡 及してこれらを変更することは許容されるか。
- また、現在、託送料金やインバランス料金は、公平性の観点から、全事業者に等しい条件が設定されているところ、事業者ごとの過去のインバランス発生量に応じ、将来発生する託送料金やインバランス料金等の料金単価を事業者ごとの還元額に応じて個別に設定することは許容されるか。

範囲の特定など、実務上の課題

- 全ての事業者は、日常的に不足インバランスや余剰インバランスを発生させているところ、どのような事業者を還元の対象として考えるか。
- 余剰インバランスを受け取った事業者についてはどのように 考えるか。

(参考) 4/16の制度設計専門会合での議論③

第33回電力・ガス基本政策小委員会(2021年4月20日) 資料5より抜粋

委員等からの意見

想定される課題や論点

過去の累積赤字と今冬の黒字を 単純に合算すべきではないのではないか

- 初期の収支が赤字となった大きな要因は、大量に 余剰インバランスを出し、収益をあげた事業者がい たこと。その多くの部分が旧一電であったということ。
- 一般送配電事業者の赤字は、旧一電の黒字に付け替えられたという議論が過去されており、そのような性格もある過去の収支の赤字と、今冬の黒字を足し合わせることについて、自明に正しいとは思わない。

過去の赤字の調整も必要

- 市場価格とインバランス料金の「逆インセンティブ」が市場参加者の 行動を歪め、インバランス収支の赤字要因となっていた。このため、 本小委でも御審議いただいた上で、2019年4月にインバランス料 金にインセンティブ定数K,Lを導入することにより、BGの行動を適 正化するとともに、インバランス収支の改善を図ってきた。
- 他方で、今冬を除くとすれば、一般送配電事業者になお赤字が蓄積していることは事実であり、この調整方法の議論が別途必要(2016年まで遡っての検討が可能か。困難であるとすれば、どのように調整するか。)

【論点1】本年1月の収支に係る特別な取扱いの要否について

- インバランス収支については、収支相償が基本。このため、仮に本年1月の収支を区別して扱う場合にも、いずれにしても収支相償を実現するための方策を検討することが必要。
- その上で、特に本年1月は、以下のような特徴がある。
 - 市場価格やインバランス料金が200円を超え、緊急的に1月17日からインバランス料金に上限を導入し、電力・ガス取引監視等委員会における検証においても、「調整力のコストや需給ひっ 迫状況とは異なる動きをしていた」との評価がなされた。
 - また、過去の累積収支については、K、Lの定数項を加除することにより改善を目指してきたところ、この1月の収支は極めて大きく、これを加えると、過去のトレンドとは大きく異なる動きとなる。
 - さらに、パブリックコメントにおいても、これを過去の収支とは区別して取り扱うべきとの意見が提起されている。
 - ※なお、資料の6~8P目の通り、委員等からは賛否両論の御意見をいただいているところ。
- 以上の点を踏まえ、本年1月が特別な事象と捉えられるのであれば、累積インバランス収支の収支相償を前提に、本年1月のインバランス収支については、その他の期間の収支と区別して、その還元・調整方法を検討していくことも考えられるのではないか。

【論点2】本年1月の収支に係る還元・調整の対象範囲について

- 本年1月のインバランス料金については、本年末までの分割支払いを認める特例措置を講じているものの、支払いが困難な状況となっている小売事業者も存在する中、**既に一定の 貸倒損失が発生**しているところ。
- さらに、今年度の夏季及び冬季も、厳しい需給見通しが示されている中、様々な対策を講じてきているものの、**今後も一定の貸倒損失が発生する可能性**についても考慮が必要。
- このため、収支相償を考える上では、これらの要素を考慮の上、還元・調整方法を考えていくことが適切と考えられるのではないか。

【論点3】パブリックコメントで寄せられた還元・調整方法について①

- 還元・調整方法としては、一般送配電事業者の託送料金を通じ、すべての系統利用者に 対して公平に還元する案が考えられる。
- 他方、特定の事業者に対して還元・調整を行うべきとの意見もパブリックコメントの中で提起された。

過去に遡及して還元する案

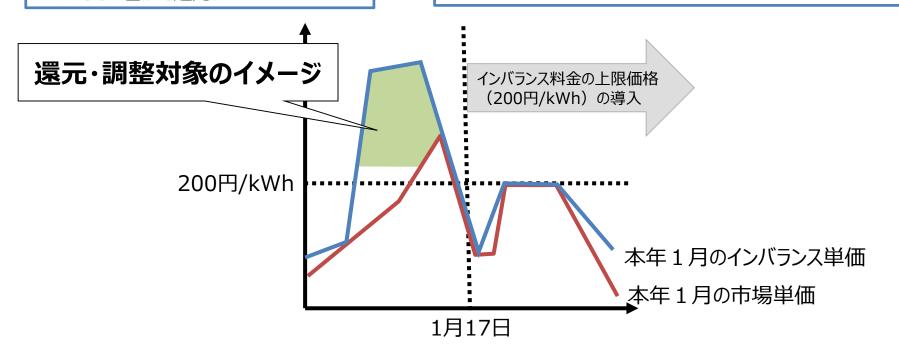
(例)

上限額よりもインバランス単価が高かった 期間について、インバランス単価と上限 額もしくは市場単価のうちどちらか高かっ た方との差額を還元。

将来の託送料金で調整する案

(例)

- 各小売事業者が、エリア毎に、調整金額を一般送配電事業者に申請
- 一般送配電事業者は、調整金額を確認の上、当該申請額を基礎として、将来の一定期間、託送料金から割引措置を講ずる



【論点3】パブリックコメントで寄せられた還元・調整方法について②

- パブリックコメントで寄せられたそれぞれの方法等について、どのようなメリット及びデメリット・ 課題が考えられるか。
- また、これら以外の方法は考えられるか。

	メリット		デメリット・課題				
(例1) 託送料金を通じて、 累積額で収支相 償を行う	・予めコストをかけて対策を 講じていた事業者もいた ことも含め、全事業者に とって公平な還元・調整 ができる	【全ての例に共通の課題】 ・インバランス料金及び託送料金は、一般 送配電事業者による					
(例2-1) 本年1月のインバランス収支を切り分け、過去に遡及して還元	・本年1月の事象を特別な事象と捉え、影響度合いに応じた還元・調整が必要である場合に、そのような還元・調整ができる	国への申請等により、変更が実現するところ、そのような申請が実現可能か・還元の時期や期間をどのように考えるか	 ・これ以外の期間の収支相償の実現も必要であり、ここで還元しても、同時に回収が必要となる可能性。また、それにより短期間で料金の上げ下げが生じ、料金の安定性に課題が生じる ・自社電源・長期相対契約を確保していた事業者や、今冬の市場価格が高騰した中においても市場調達した事業者との公平性をどう考えるかという公平性の課題 	・インバランス料金算定方法は、省 令で規定され、これに基づき、各 一般送配電事業者の託送約款 で規定されている。これらに基づき、 各小売事業者は、一般送配電 事業者との間で託送契約を締結 しているところ、法令上・契約上、 過去に遡及して、過去の契約を 見直す手段は存在し得るか			
(例2-2) 本年1月のインバランス収支を切り分け、将来の託送料金を通じて特定の事業者に還元			・一般送配電事業者のシステム上・実務上、700者存在する小売事業者でとのインバランス料金や託送料金の設定が費用面や時間的制約の中で可能か ・調整対象額に対し、一般送配電事業者のインバランス収支の黒字額が下回る場合、どのように対応するか	・託送約款の認可基準の一つに、「不当な差別取扱いの禁止」が存在するところ、個社毎の、 <u>過去の</u> 事情に応じた将来の託送料金算定は、法令上許容されるか			

1 =	
整理 番号	御意見の概要(抜粋)
5	この高騰で発生した余剰利益については送配電会社の過去の損失の穴埋めに使うべきではない。
8	1,既に意見書も出させていただいておりますが、今回の高騰に関しては市場不備が原因だと考えております。不備によるインバランスの負担増加は到底許容出来るものではないと考えております。 2,過去の累積赤字を含めた収支過不足について言及しておりますが、文中にもあるように今回の黒字と過去の累積赤字に関しては性質が著しく異なっていると考えております。その為、今回の高騰に関してのみにスポットを当てつつ、2022年より導入予定だったセーフティネットが存在した場合にどの程度の損失だったのかを算出した上で、遡及的にインバランス上限を再設定することにより、現在が表現している弊社も含めた小売電気事業者に事業継続の判断を促すことと、今後参入しようと考えている小売電気事業者の障
	壁に今回の事象がならないようにすることを望みます。
9	今回の事象で、特に再エネ新電力(FIT電気や市場電気の割合が高い)が大きな損失を抱えることになった。 一般的な市場原理での高騰ではなく今回の価格高騰は制度の不備のため、 市場価格およびインバランス料金の算定について補正を行い、送配電事業者の余剰利益を影響を 受けた小売電気事業者に還元 をするなどの措置が必要である。 以下の記述がある「2022年度には、実需給断面において需給調整に用いた調整力のコストや需給ひっ迫度合いからインバランス料金を算定する新たなインバランス料金制度の導入を予定していた。」これは制度の不備があることを知っていたことではないか。制度上の不備については、きちんと損害額を戻すようにすべき。
	予見性のないレベルで高騰した今冬のインバランスの収支過剰は、市場での調達可能量が足りなくなり、やむを得ず不足インバランスを出したものが原因者であり、 その原因者個社ご
10	<u>とに還元するのが、余剰インバランス等を出して利益を出している事業者との公平性の観点から妥当であると考える。また、インバランスを遡及変更するのではなく、将来の託送料金にて還元</u> を行うべきと考える。この際、市場約定者との公平性の観点から、市場約定者よりも経済的に有利にならないような条件とすべき。過年度(2016年度?2018年度)のインバランス収支は、今冬の収支余剰との原因とは異なるため、切り離して考えるべきと考える。
11	今回の事象により小売り電気事業を続けることはむづかしい状況になっています。 リスクに対する対策としては各事業者にて行うべきところでありますが、イコール相対電源の確保となりコスト上昇が必須となります。今回の事象は国の推奨するダイナミックプライシングとは相反する結果となり電気料金の安定した削減の方向には好ましくない結果となりました。 インバランス収支の余剰分の取り扱いに関しては、インバランスを負担した事業者に公平性を担保しつつ返還することが妥当と考えます。 方法としては、今後の託送料金から還元金額を減額する。 また、今回示されているインバランス収支に赤字が蓄積している原因は別問題であるのか、どうなのか、起因する要素を正しく検証しインバランス収支の余剰によって解消するべきものではないかと思慮いたします。 今冬も電力不足が懸念されていることもあり、小売電気事業の存続に不安を感じる所存です。ご検討よろしくお願いいたします。
	インバランスの還元方法についてですが、 託送料金での還元ではなく、インバランス料金を支払った事業者ごとに支払うべきインバランス料金を減額することでの還元 をするべきだと
13	思う。 今回の市場高騰は寒さやLNG不足でこのような議論がされるようなレベルまで市場が高騰する可能性は誰にも予見できなかった、言うなれば悪いことが重なった事故のようなものだと思われます。 「同時同量の義務を果たせ」や「インバランスはペナルティだから絶対に出すな」といわれていたとしても、市場が異常高騰した時期に、市場での調達できないからインバランスを出してしまったとなれば致し方ないことと思います。 その事故で出してしまったインバランスの料金が高騰し、高額のインバランス料金支払いが新電力事業者に大きな負担になっていることは明らかで、逆に新電力が支払ったインバランス料金により一般送配電業者のインバランス黒字は大きくなっています。このことはとても納得できるものではありません。 改めて今回の市場高騰を予見できなかった事故ならば一般送配電事業者が得たインバランス料金の利益を新電力が支払うインバランス料金に対して還元するべきだと強く求めた
14	いと思います。 今回の市場高騰を受けて、大きな収益を上げた 一般送配電事業者は、妥当でない利益の一部を国民に還元 すべきです。インフラ事業でぼろ儲けするようなことはあってはいけません。
17	- ノロット物向場とメリ い 八つの仏画に上りに <u>パメや山电子木口は、メコ いないで重要しました。</u> サハウ(チ。コノノノ学未(はつ回りするようなCCはの)(はいりよどん)

整理番号	御意見の概要(抜粋)
16	1.過去のインバランス収支について P78にあるように、一般送配電事業者の過去の累積赤字と今冬の収支余剰については性質が異なるため、過去のインバランス収支(小売全面自由化以降)は勘案せず、今後 託送料金からの割引などで、インバランスを負担した小売電気事業者に還元されるようにしていただきたい。 2.収支余剰の算定方法について 市場高騰後、でんき予報の予備率に応じ、上限200円と80円の議論されていると認識しております。今冬の逼迫においても、算定日の予備率に応じた上限額とインバランス単 価の差額を個社ごとに算定し、インバランスを負担した小売電気事業者に還元していただきたい。ただし、市場調達をした事業者との不公平をなくすため、上記上限額よりもスポット単価が高かった場合は、インバランス単価とスポット単価の差額とすることを検討いただきたい。 3.インバランス収支余剰の還元対象範囲について 売り札が減少してきた2020年12月24日?2021年1月23日としてはどうか
22	・(48~50ページ)今回の事象で、特に再エネ新電力(FIT電気や市場電気の割合が高い)が大きな損失を抱えることになった。今回の価格高騰は制度の不備のため、 <u>市場価格およびインバランス料金の算定について補正を行い、送配電事業者の余剰利益を影響を受けた小売電気事業者に還元</u> をするなどの措置が必要である。
27	通常のインバランス収支が託送料金体系や市場取引の枠組みを侵すことなく精算されるべきことは承知しておりますが、今回の市場高騰は、発現した価格・期間的にも、それにより事業者が受けた影響的にも、通常想定し得る限度を超えた天災地変に近い異常事象と認識しております。東急パワーサプライも、小売電気事業者として円滑な顧客対応を継続し、今冬の電源調達も相応のリスク対策(市場依存率の抑制)を行っていたにもかかわらず、収支ならびに資金に甚大なる影響を被ることとなりました。 このような異常事態の中で発生した託送部門におけるインバランス収支のプラス分については、過去の託送収支とは切り離し、当該期間のインバランス料金ダメージを受けた事業者に対して個別に、かつ早期に返還されることを切に望みます。
29	<u></u>
30	・意見内容 2020年度冬期の急激な電力市場高騰による一般送配電事業者のインバランス余剰収支の扱いは、卸電力取引所で約定して調達した事業者との公平性を保ちつつ、インバランス料金を負担した小売電気事業者と直接還元・調整とすべきと考えます。 ・理由 1. 過去の一般送配電事業者の累積赤字は、今冬のインバランス余剰収支とは性質が異なり、分けて考えるべきです。 2. インバランス余剰収支の還元・調整においても託送収支とインバランス収支は区分しておくべきです。 3. 負担した小売電気事業者は明確であり、負担者と還元・調整とするべきです。
36	・意見内容1 今回の市場高騰に伴い影響のあった小売電気事業者や市場連動型の電気料金メニューを選択する事業者等に対して、インバランス料金の延納、貸付によらない資金支援策も実施してください。 ・理由1 今回の市場高騰は市場の未整備等によるところが大きく、中小の新電力事業者や市場連動型の電気料金メニューを選択する事業者等には経営的に非常に大きな影響を与え、その影響は電気料金となって一般消費者にも及んでいます。インバランス料金の延納や貸付は、一時的な対処療法に過ぎず、消費者が負担する電気料金支払いが繰り延べされるだけです。 現在、中間とりまとめでは市場高騰後に送配電事業者が得た大量の余剰利益を、過去の送配電の赤字の解消にあて、残りを託送料金に合わせて配分するという論議がされていますが、託送料金はそもそも送配電のネットワークに要する費用として限定すべきであり、発電・買取(需給調整)のためのインバランス料金とは異なるものです。この返金配分は、高額なインバランス料金を支払った事業者に配分し、高額な電気料金を支払った(または支払う)消費者に還元すべきと考えます。

因者が明確であることから、起因者(負担者)に還元することがルールに則った考え方です。

•	(参与) ハノソックコグノトし)良いた(呼息光 (称)と)
整理番号	
37	
	① P.78 4行目「一定の余剰分については、可能な限り速やかに、暫定的に、託送料金等を通じた還元のために必要な措置を講ずるよう、検討を行うことが必要である。」とされてい
	ることに賛同します。 ② P.78 9行目以降で、還元方法の考え方について示されていますが、過去の累積赤字も含めた収支過不足について、託送料金等により広く系統利用者に還元・調整するという
	案には賛同しかねます。弊社は、 過去の累積赤字は含めるべきではなく、また、収支余剰を発生させた起因者(不足インバランスを負担した事業者)に還元 することが適当と考 えます。
42	p 同百に「過去の男痔去字と今冬の里字け性質が異かる郊分もちるため単純に今質すべきでけないのでけないかとの音目 に替同します。 既に、去字対等としてVI 値道 1 の対等が
	n 今回の収支余剰を発生させた起因者(不足インバランスを負担した事業者)は明確に特定できます。起因者が明確であるにも関わらず広く系統利用者に還元することは不適切
	です。今回の高騰は予見可能性が極めて低い事象であったと認識しています。そうした状況下で不足インバランスをだした事業者の責を問い巨額のインバランス精算を負担せしめることが適切だとは思えません。弊社は今回の高騰で過去にない大きなダメージを受けました。地域新電力として地域行政と協働で再エネ主力電源化に取り組んでいます。地域マイクロ
	グリッドなど経済産業省の先進的な実証事業にも取り組んでいます。競争の公正性および電力システム改革の意図したところについて振り返っていただきたく存じます。 ③ P.77で遡及的見直しに言及されていますが、弊社は、市場およびインバランスルールの遡及的見直しを主張するものではありません。 ルールに基づいてインバランス精算した結果
	発生した収支余剰について、その余剰分を負担した事業者に還元 することが適切であると考えるものです。
	・意見内容 今冬の市場高騰に伴うインバランス収支の余剰については、 <u>過去のインバランス収支と区別した上で、不足インバランスを負担した事業者に還元</u> することが適当です。尚、還元方
	法としては、 事業者ごとの還元分を将来の託送料金から減額することも一案 であると考えます。 本意見は、市場、インバランスルールの遡及的見直しを主張するものではなく、ルール通りにインバランスの料金を支払い、その結果発生したインバランス収支余剰について、市場で高
	値取引を行ったもの、事前に相対契約等で対応を行なったものとの公平性を担保できる範囲において、インバランスを負担した事業者に対し還元することが適切であることを述べるも のです。
	(審議会及びとりまとめ案における両論併記に対する本意見の論拠) P77 に記載のとおり、インバランス収支については、収支相償の観点から、仮に大きな収支過不足が発生した場合にはその還元・調整等を行うことを基本として議論を行われており、
	既に多額の余剰が発生したことが判明した現在の論点は、その還元先と、過去のインバランス収支との合算の可否であると考えます。
	(インバランス余剰の取扱いに関するルール) 現在、インバランス収支余剰を還元する為の具体的なルールはありませんので、本余剰の原因を踏まえた上で、インバランス制度の原則に立ち返り、還元先と過去分の相殺について
43	。 考えることが適当です。 ・ (インバランス余剰発生の因果関係の理解)
	今冬発生したインバランス収支余剰は、以下に起因するものです。 ①インバランス収入は市場の高騰コマ数の多さに連動して増加した。
	②一方でインバランス支出は、事前に契約していた調整力のコストに基づいており増加はしなかった。
	③すなわち、不足インバランスを出したもの(以下起因者)が、調整力供給に要したコストを上回るインバランス料金を支払ったことにより余剰が生じた。 (既存のルールの前提との乖離など)
	インバランス料金の原則的な考え方は、調整力の供給コスト相当であり、それをインバランスで供給を受けたものが負担するというもの(供給予備率が8%以下のひっ迫時を除く)。 (インバランスにおける起因者負担の原則)
	P78 に、「過去の累積赤字も含めた収支過不足について、託送料金等により広く系統利用者に還元・調整するという電力・ガス取引監視等委員会の事務局案」が示されています。 起因者が特定できる費用はその起因者が負担し、特定できない場合は託送料金を通じて系統利用者全員で負担するというのが需給調整関連費用の負担のルール【※1】です。そ
	超過者が特定できる資用はその超過者が負担し、特定できない場合は記述料金を通じて宗机利用者主負で負担するというのが高相調金関連資用の負担のルールで、エアです。そ の逆として収支余剰を発生させた起因者が特定できない場合は、託送料金単価を下げるなどにより広く系統利用者に還元することが適当ですが、今回は収支余剰を発生させた起

整理 番号

御意見の概要(抜粋)

(託送累積赤字との通算の不合理性)

過去のインバランス収支との合算の可否については、同頁「過去の累積赤字と今冬の黒字は性質が異なる部分もあるため単純に合算すべきではないのではないかとの意見」にも示されている通り、過去の収支不均衡とは原因が異なることから合算することは不適当です。原因を踏まえず対応することは、収支不均衡の再発を招く虞があります。なお、既に過去のインバランス収支赤字分は、その原因を踏まえた上で、対策(KL 値導入)を講じており、その後、収支改善について一定の効果が確認されているところ、改めてこのタイミングで縮小しつつある赤字分に対して追加的な対策を講じる合理的な理由はないと考えます【※2】。

(予見可能性と公平性の確保の必要性)

仮に託送料金により広く還元された場合、前述のコストと負担の公平性を損なうことに加えて以下の問題点が発生します。

市場高騰のコマ数の多さによってここまでインバランス料金が増加したのは、市場参加者も制度設計上も予見可能性がなかったことです。その予見可能性のない中で、たまたま不足インバランスを出したもののみが、本来負担すべき料金を大きく上回る料金を支払うことは不公平であると考えます。

(電力システム改革と消費者の選択肢の確保)

また、正常な市場環境において競争に敗れた事業者が撤退することは想定されていることであるが、想定外の事象により本来の競争とは異なる理由で、多くの事業者がダメージを受けて、市場から撤退するのは、消費者の選択を狭めることにつながり、これまで進めてきたシステム改革の目的を損なうことにもつながります。

(市場約定者との公平性の確保)

他方で、同頁に、「特定の事業者への還元」における公平性の課題が示されているが、<u>還元する金額を、約定金額までとすることで、約定者との公平性は図ることができる</u>と考えます。

(事前相対約定者との公平性の確保)

さらに、相対電源等で備えていた者との公平性についても同様に、<u>還元する金額を、事前の相対調達価格や先物価格までとすることで公平性を図ることが出来る</u>と考えます。 (インバランス余剰による精算者との公平性の確保)

43 (続き)

なお、インバランス負担者は、予見可能性を超えた市場価格高騰自体でもダメージを受けており、インバランス収支余剰の還元を受けたとしても、事前に相対等で備えていた事業者 、よりも有利になることはないものと考えます。

(今冬期間に限り起因者負担の原則に則りインバランス余剰を環元)

託送料金等による還元にあたっては、今冬の市場高騰による余剰を還元する為の一時的な手段であることを鑑み、託送料金等の本来的な考え方とは区別する必要があります。 (新電力に対する影響と還元のタイミング)

なお、新電力全体で販売量の42.8%を市場より調達をしており(2020.12)【※3】、その市場が前年比9倍弱に高騰した【※4】ことにより、新電力の太宗が大きな収支ダメージを受けています。よってインバランスの還元は速やかに実施することが適当です。

(余剰インバランスについて)

一般送配電事業者の収支によれば、余剰インバランス収入が2,558.3 億円発生しており、売りが買いを下回っている状況においては、当該余剰インバランスがJEPX 価格にも影響を与えたと推測します。なぜこれほどの余剰が発生していたのか、発生者とその原因について、調査し再発防止を図ることが必要であると考えます。旧一般電気事業者の需要想定が実績よりも高かった日があったことについては報告されており、部分的にはそういったことが原因であったと思われますが、改めて全体的な把握が必要であると考えます。【※ 5 】
・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)

- ※ 1:第39回 制度設計専門会合 資料3-1 P53
- ※2:第49回制度設計専門会合資料3 P6
- ※3:第59回 制度設計専門会合 資料6 P41
- ※ 4:2020 年12 月25 日~2021 年1 月24 日のJEPX スポットインデックス

24H 平均: 66.90(円/kWh)···(ア)

前年同期間平均: 7.65 (円/kWh)・・・ (イ)

(ア) ÷ (イ) = 8.75 倍

※5: p.28 需要・発電それぞれのバランシンググループ(以下「BG」という。)別に見ると、需要 BG のインバランス量の方が多く、1月5日から13日までにおいては、旧一電以外のBG で多くの不足インバランスが発生していた。

16

	グち) ハノリッソコアノト C I食いに脚忌兄(恥さ)
整理 番号	御意見の概要(抜粋)
44	 事務局からご提示頂いた案と比して、より公平性の高い収支余剰の還元案を提案させて頂きたい。 今冬の事象は、市場参加者も制度設計上も予見可能性が無く、電気の本来的価格が市場価格に反映されない状況下で多額の不足インバランスが発生、結果、一般送配電事業者に多額の収支余剰が発生したもの。 よって、各小売電気事業者が今冬に支払った不足インバランスの金額に応じて、将来の託送料金からの割引をもって、各小売電気事業者に還元を行う。 ・具体的には、インバランス収支がゼロになる閾値を設け、それを超過した支払額が還元される様に、将来の託送料金の割引単価を、各小売電気事業者が一般送配電事業者にそれぞれ申請・適用させる。 ・なお、今冬の市場高騰に起因しない過去のインバランス収支(2016年度以降の累計収支)は勘案しない。 ・上記提案の方法であれば、一般送配電事業者の収支余剰を発生させる原因となった原因者への還元であり、かつ、不足インバランスを支払ったものが市場約定者よりも経済的に有利にならない様に配慮がなされているものと考えられます。
46	 ■意見内容 1) 広く系統利用者に還元するのではなく、インバランス料金の請求を受けた特定の事業者に還元すべき 2) 過去の累積赤字と今回のインバランス還元は、切り離して議論すべき ■理由 1) 電力需給ひつ迫により予想を遥かに上回る事態に対して、実際にインバランス請求を受けた事業者に、単純に還元すべきものと考える。広く系統利用者に還元するとなると、例えば、今冬以降に新規参入し実際に損を被らなかった企業にも還元されることとなり逆に不公平感が生じるのではないか) 2) 過去の累積赤字と今冬の黒字は性質が異なる部分もあるため、過去の赤字分毎に原因を再検証したうえで、別々に対策を講じるべきと考える
52	意見内容: 損害を被った新電力各社に対し、遡及して正しい市場価格、正しいインバランス料金を算定し、払い戻しを行うべきである。 理由: 2020年度冬季の市場価格高騰は様々な要因が重なり合ったものである。原発の停止期間延長、LNG調達の失敗、JEPX市場約定の仕組み、インバランス料金制度、FIT特定卸供給など。どれをとっても、電力市場に参加している新電力各社の責任が問われるものはない。電力市場で売り切れが発生し、大量のインバランスが発生し、約定価格とインバランス料金が高騰することを予測できなかったことが責任であると主張することは、銀行のATMにシステムトラブルが潜んでいることを熟知してATMを使わなければ、そのトラブルによる損失は弁償しないと主張するのに等しい。新電力各社の予見の不足は、総額2兆円に及ぶ損害額を受容することと、十分に釣り合うものとは思えない。今回のトラブルを引き起こした原因者が、第一義的に損害を引き受けることが社会的正義であり公正なことであると言える。その第一義的原因者は、12月に予定通りの電力供給を行えなかった旧一般電気事業者小売である。どの程度の需要になるかは予想でき、原発の停止延長、北陸地域の寒波などの要因に対する燃料の備えができていなかった。そのことに対するペナルティが課されるべきである。 原因者が大儲けし、責任のない新電力が大損害という単純な構図ではないが、少なくとも原因者には大損害は発生していない。原因と結果はもっと精緻に調査し、社会的正義と公正の確保のために、原因を発生させたものが負担して、トラブルによって損害を被った新電力各社に対し、遡及して正しい市場価格、正しいインバランス料金を算定し、差額の払い戻しを行うべきである。
53	今回の市場価格高騰により、多くの新電力会社がインバランス料金の発生等により、大きな資金的損害を被っている。市場価格高騰問題には多くの要因があり、新電力会社が責任を負うべき範囲を超えている。責任を負うべきではないものが、資金的損害を受けているのが現状である。資金的損害を受けた者がいる一方、どこかで多くの資金を得た者(会社)がいるとすれば、そのままで済まされる問題ではない。資金の流れを調査し、損害分の払い戻しをすべきであると思う。
54	多くの新電力の被害は自己責任で発生したものではありません。市場における実態とは異なる動きにより、大手電力(発電・送配電)事業者に巨額の資金が流れたとの指摘があります。これは、事業者の想定外の支払いにより発生した利益であり、損失を受けた事業者に還元すべきです。 今回の高騰で、東京電力等の送配電事業者分だけでも約1400億円の黒字見込みです。しかし、これまでの累積赤字との調整が議論され、「公平性」の問題として事業者への還元に反対する意見があります。 徹底した情報公開と市場の透明化を求め、大手電力の寡占状態をただし、公正な競争環境を整えるべきと思料します。 さらに、再エネ導入に取り組む事業者が不利になるような仕組みは、ただちに見直すべきと考えます。

整理番号	御意見の概要(抜粋)
59	市場で玉の売り切れが頻発した今冬のインバランスは、通常のインバランスと同一の物とは考えられず、また、不足インバランスを発生させた小売電気事業者の収益に大きな影響がありました。 小売電気事業者の先には需要家がおり、それらの保護の観点からも <u>一定の収益還元措置を行う</u> べきではないか。
65	・今回の件で、特に再エネ新電力(FIT電気や市場電気の割合が高い)が大きな損失を抱えることになりました。今回の価格高騰は制度の不備が大きな原因と言えるため、 <u>市場</u> 価格およびインバランス料金の算定について補正を行い、送配電事業者の余剰利益を影響を受けた小売電気事業者に還元をするなどの措置が必要ではないでしょうか。
67	5, 損害を被った新電力各社に対し、遡及して正しい市場価格、正しいインバランス料金を算定し、払い戻しを行う べきである。
	意見内容 1 今回の市場高騰によって一般送配電事業者に生じたインバランス料金の収支余剰について記載しているp77の9行目は、 <u>過去の赤字と相殺した累積金額ではなく、今冬の市場高騰によって生じた黒字額</u> を記載してください。 理由 1 本取りまとめは今冬の市場高騰に関するものであり、その影響としてのインバランス料金収支の記載として、過去の赤字が相殺された金額のみを記載することは、不適切と考えます。
	別冊の電力・ガス取引監視等委員会の報告p40には「現時点(2020 年 4 月)における推計としては、10 社計約 1,300 億円~1,400 億円の黒字となる見込みであるが、既に会社更生法の 開始決定を受けた小売事業者もあるなど今後貸倒損が発生する可能性(約 200 億円)を 勘案すると、1,100 億~1,200 億円規模の黒字となる見込みである。」と記載されており、その金額を記載すべきです。
68	意見内容 2 市場高騰によって生じた黒字額の還元措置については、今回、 <u>想定外に過度のインバランス料金を支払った小売り電気事業者に還元</u> すべきと考えます。 理由 2
	一般送配電事業者に生じた収支余剰の返還方法については、インバランス料金の異常な高騰が売り札切れの長期化に伴う異常な市場高騰とその長期化という不可抗力の事象によるものであることに鑑み、想定できないレベルの高額な負担を負った事業者に還元すべきであり、高騰の影響を受けていない事業者にまで還元するのはかえって不公平と考えます。 損失が大きくなかった事業者は還元された金額を電気料金の値下げ原資にできますが、損失が大きかった事業者は、損失の補填すらしきれず、かえって自由競争をゆがめることになると考えます。
	高額なインバランス料金を負担した小売り事業者にのみ還元することは、高値で市場調達した事業者との間で不公平にならないかという意見に対しては、 <u>返還対象をスポット約定価</u> 格よりも高いインバランス料金のみとすることで、不公平を回避できると考えます。
71	・意見内容・意見内容 P78 に「暫定的に、託送料金等を通じた還元のために必要な措置を講ずるよう、検討を行ことが必要である。」と記載されているが、 <u>還元先としては、インバランスを実負担した事業</u> 者にすべきである。 ・理由
71	論点は、この冬に発生した 余剰をどのように還元するかであり、遡及してインバラス料金の算定ルー ルを変えるものではない。残念ながら、還元するというルールが存在しない為、還元 方法として 今後の託送料金からインバランスを実負担した事業者ごとの還元金額を減額 するなどの対応がよいものと考える。また、還元の対象期間に関しては、市場の売入札量が減少した2020年12月中旬より2021年1月とするのが妥当と考える。
74	今回のことで新電力が大きな損失をかかえる事になり、価格高騰は市場制度の不備が考えられます。小売電気事業者に還元を考える措置が必要だと思います。